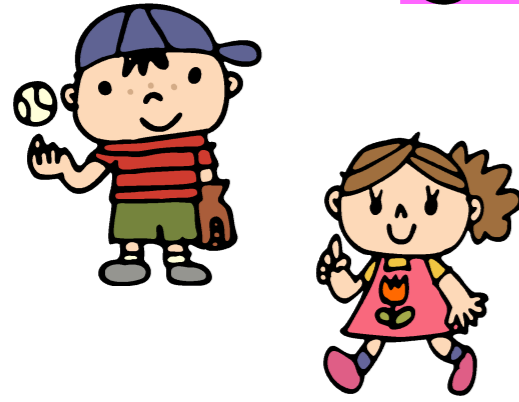


# いじめ防止対策に向けた支援体制



いじめを  
しない・させない・許さない  
学校づくり

- 元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、児童一人一人を大切に  
する教職員の意識や、児童理解の姿勢が大切である。
- いじめは人間として決して許されないこと  
であることを徹底して意識づける。
- いじめている児童に対しては、毅然とした  
指導が必要であり、いじめられている児童  
については、学校が徹底して守り通すとい  
う姿勢を日頃から示す。
- いじめが解決したとみられる場合でも、教  
職員の気付かないところで陰湿ないじめが  
続いていることもあり得ることを認識し、継  
続して注意を払い、折に触れて必要な指導  
を行う。

観 察 ◇日常的な観察  
◇チェック表の活用

情報収集 ◇アンケート調査  
◇面談・カウンセリング  
◇日記 等

保護者  
◇いじめの事実を伝える。  
◇本人を守る姿勢を示す。  
◇信頼関係を構築する。

いじめられている子ども  
◇ 受容：つらさや悔しさを十分に受けとめる。  
◇ 安心：具体的支援内容を示し、安心させる。  
◇ 自信：良い点を認め励まし、自信を与える。  
◇ 回復：人間関係の確立をめざす。  
◇ 成長：自己理解を深め、改善点を克服する。  
\* 謝罪後も少なくとも3か月の経過観察を行う。  
心理的ケアを十分に行う。

傍観的子ども  
◇ グループ等への指導  
◇ 学級全体への指導  
自分の問題として考えさせ、  
許されない行為であること  
に気付かせる。  
◇ 学年及び全校での指導

いじめている子ども  
◇ 確認：事実関係・背景・理由等を確認する。  
◇ 傾聴：不満・不安等の訴えを十分に聞く。  
◇ 内省：いじめられている子どものつらさに気付かせる。  
◇ 処遇：課題解決のための援助を行う。  
◇ 回復：役割体験等を通して所属間を高める。  
心理的ケアを十分に行う。

保護者  
◇ 事実を伝える。  
◇ 心情（怒り・不安）を理  
解する。  
◇ 具体的助言を与え、立ち  
直りへの協力を得る。

学校 家庭 地域 関係機関（相談機関・警察 等）

仙台市教育委員会 教育相談課  
いじめ防止「きずな」キャンペーン  
～きみたちはずっとなかま～

- 未然防止
- 1 啓蒙活動 ～児童・保護者・地域に対して～  
(1) いじめ防止「学校・家庭・地域連携シート」の配布のぼりの活用  
(2) きずなキャンペーンの実施(5・11月)
- 教職員の指導力向上
- 2 研修の充実  
(1) 見て分かる いじめ防止マニュアルの活用  
(2) いじめ対策担当を中心とした研修会の開催  
(3) いじめに向かわない「学級づくり」の実践  
(4) 命を大切に「心を育む授業」の実践
- 実態把握
- 3 調査等の実施  
(1) 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査  
(2) いじめアンケートによる実態把握
- いじめ発生時の対応
- 4 いじめ不登校対応支援チーム  
～対応の検証・指導・改善～  
◇ 学校への支援チーム（指導主事等）の派遣  
・ ケース対応（生徒指導班）  
・ 被害者の支援（教育相談班）  
◇ 警察、児童相談所等の関係機関との連携、臨床心理士、精神科医、弁護士等の専門家等の助言を受けての学校への指導

## 校内いじめ防止対策委員会

□ 構成員：校長 教頭 生徒指導主任 養護教諭 教育相談担当  
いじめ対策担当教諭 カウンセラー（保護者） その他

□ 内 容：いじめ発見のための調査・関係機関との連携・いじめ事案対応の  
指導方針及び指導方法等協議・保護者対応 等

## 校内いじめ調査委員会

基本方針の策定や見直し 取組の検証 計画の見直し等  
(学校評議員・学校関係者評価委員・PTA役員・地域住民の意見等も含む)

## いじめの把握

## 緊急対応

## いじめの防止等に関する基本的な考え方

- いじめの防止  
◇ 道徳・総合的な学習の時間・防災教育・自分づくり教育を中心に学  
校教育活動全体を通じた年間指導計画を作成し指導を行うとともに、  
児童のいじめをなくそうとする思いや行動を支援する。  
◇ いじめの問題についての保護者・地域の方々への広報に努めなが  
ら、連携していじめ防止に取り組んでいく。  
◇ 計画的な研修（発達障害の理解等を含む）を実施し、教職員の資質  
の向上を図る。  
◇ 人権教育を全学年で実施する。
- いじめの早期発見  
◇ 児童の日常的な観察を丁寧に行い、定期的にチェック活動を行い、  
いじめの兆候やサインを見逃さないようにする。  
◇ 児童や保護者が相談しやすい体制をつくる。  
◇ アンケート調査、面談、教育相談等を計画的に実施する。  
◇ 情報の集約化や組織的な把握のための校内体制づくりを行う。
- いじめへの対処  
◇ いじめ防止対策委員会による情報共有のもと、組織的対応を行う。  
◇ いじめられた児童・いじめた児童への対応は個別的・丁寧な指導  
を行う。  
◇ 双方の保護者にも十分説明し、連携を図る。  
◇ 注意して継続的に見守り、必要な対応・指導を行う。  
◇ 適切な引継ぎを行う。
- 家庭や地域との連携  
◇ いじめの問題に関する共通理解のもと、家庭や地域との連携を図  
る。  
◇ いじめの理解やインターネット利用等に関する研修を実施する。  
◇ 故郷復興プロジェクトによる取組、学校支援地域本部との連携事  
業等の実施にも取り組む。
- 関係機関との連携  
◇ 燕沢学区町内会連合会、西山中学校区小中学校、東仙台交番交番、  
燕沢児童館、民生委員、防犯協会、社会福祉協議会等との連携を図  
る。

早期発見 児童生徒・教師・本人・保護者・地域 等

重大事態への対応	1 教育委員会または学校による調査	2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
例 ・児童が自殺を企画した場合 ・身体に重大な障害を負った場合 ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合 ・いじめにより長期欠席している場合	①重大事態の発生と調査 ・重大事態の報告 ・重大事態の調査主体（委員会または学校） ・調査組織（有識者等の第三者） ・調査内容（聞き取り・質問紙） ・情報発信とプライバシーの保護	①再調査（いじめを受けた児童・保護者） ②再調査の結果を踏まえた措置等